

権利擁護 | 実務ガイド

虐待防止委員会の 回し方

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



虐待防止は「委員会・研修・担当者」の3本柱です

指定通所支援基準第45条第2項は、虐待の発生・再発を防止するための措置を定めています。放課後等デイサービスにも第71条により準用されます。

COMMITTEE

委員会を定期開催

虐待防止の対策を検討し、その結果を従業者へ周知徹底します。

TRAINING

研修を定期実施

虐待防止に必要な知識、通報手順、日常の支援の振り返りを職員へ共有します。

OWNER

担当者を置く

委員会と研修を適切に実施する担当者を明確にし、年間運営を止めない体制にします。

委員会を開催しただけでは完結しません。検討結果を職員へ周知し、研修・改善・確認へつなげるところまでを運営単位にします。

1年に1回以上を基準に、事業所のリスクに応じて回します

令和8年3月31日最終改正の算定留意事項は、虐待防止委員会と虐待防止研修をそれぞれ1年に1回以上と示しています。固定の開催月までは定めていません。

FREQUENCY

委員会・研修は各年1回以上

年度内の予定を先に置き、欠席・延期で実施漏れが出ないように管理します。

CORPORATE

法人単位の設置・開催も可能

各事業所の状況を集約し、対象事業所と検討結果を議事録で識別します。

JOINT

身体拘束委員会との一体運営も可能

関係する職種等が相互に深く関係する場合は一体運営できます。両方の議題と結論を分けて残します。

ONLINE

オンライン開催も可能

参加する障害児への配慮と、個人情報保護の取扱いを開催前に確認します。

「年1回開催した」だけで安全が確保されるわけではありません。重大なヒヤリ・ハット、苦情、虐待が疑われる事案等を受けた追加検討の基準を事業所内で定めます。

議題は「計画・点検・事後検証」の3つに整理します

国の手引きは、委員会の役割を3つに整理しています。印象だけで議論せず、日常の記録と職員の声を入力にします。

PLAN

虐待防止の計画づくり

研修、チェックリスト、職場環境の改善、通報手順の周知を年間計画へ置きます。

MONITOR

チェックとモニタリング

自己点検、苦情、事故、不適切な対応、職員の負担等からリスクを把握します。

REVIEW

発生後の検証・再発防止

行政の事実確認も踏まえ、背景要因、支援、組織運営を検証して改善へつなげます。

委員会へ集める情報

見るポイント

事故・ヒヤリ・苦情・不適切な対応

発生場面、共通要因、本人への影響、初動と再発防止

職員・職場の自己点検

人員、業務負荷、相談経路、指揮命令、支援技術の課題

前回の決定事項・研修記録

完了、未完了、効果、追加対応が必要な項目

固定月を守るのではなく、改善が戻るサイクルをつくります

次は運用例です。法令が特定の月を指定しているわけではないため、事業年度・採用・研修計画に合わせて組み替えます。



時点	運営上の確認	残す記録
年度開始	定例会・研修・点検の予定、担当者、代行者	年間計画、役割分担、周知記録
定例会の前	集計対象期間、個人情報、前回課題の進捗	集計表、配布資料、出席予定
定例会の後	決定事項、周知対象、研修への反映	議事録、周知・研修・改善記録
事案・変化の時	安全確保・通報と、追加検証の必要性	時系列記録、対応記録、見直し履歴

虐待が疑われる事案の通報は、この年間サイクルとは別に直ちに動かしします。次の定例委員会まで待ちません。

事実・評価・決定を分けると、議論が行動に変わります

委員会は虐待の法的認定を行う場ではありません。支援と組織のリスクを把握し、具体的な予防・再発防止を決めます。

開催前にそろえること

- 対象期間と対象事業所を明記した議題・資料
- 事案、苦情、事故、自己点検を同じ分類で集計
- 児童を特定できる情報は必要最小限にし、配布範囲を設定
- 前回の決定事項を、完了・継続・未着手で整理

議題ごとに決めること

- 確認できた事実と、未確認の情報を分ける
- 本人・支援・人員・環境・管理の背景要因を整理
- 具体策、実施担当、期限、確認方法を定める
- 誰へ、いつ、どの方法で結果を周知するか決める

事実

記録で確認できること



要因

支援・環境・組織を分析



対策

実行可能な案を選ぶ



決定

担当・期限・確認方法

通報するかどうかを多数決で決めません。虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合の市町村への通報は、障害者虐待防止法上の別の手続です。

「開催した」より、判断と周知を後からたどれる記録にします

省令は全国一律の議事録様式を定めていません。次は、委員会の実施・検討・結果周知を説明するための実務上の型です。

記録欄	残す内容
基本情報	開催日時・方法・対象事業所・出席者・欠席者・議事録作成者
議題・資料	検討した議題、対象期間、参照した集計表・指針・前回議事録
確認した事実	事案・苦情・事故・自己点検の集計、前回課題の進捗、未確認事項
検討内容	本人への影響、支援・環境・人員・管理上の背景要因、複数案の比較
決定事項	採用した対策、採用しなかった案、判断理由
実行管理	担当者、期限、必要な資源、完了を確認する方法
結果の周知	周知する内容、対象者、方法、予定日、欠席者・未確認者への対応
次回確認	継続課題、再確認時期、追加開催の条件

署名・押印、媒体、保存年限等は、指定権者の条例・通知・運営指導資料と法人の文書管理規程を確認します。全国一律の取扱いとして決め打ちしません。

委員会後は「誰が理解し、何が変わったか」まで確認します

委員会結果の周知、虐待防止研修、決定した改善は別々に記録し、同じ課題IDや議題名で結びます。



工程	記録すること
委員会結果の周知	共有日、内容、対象者、方法、確認者、未確認者への対応
虐待防止研修	実施日、内容、教材、参加者、欠席者への対応、理解確認
改善の実行	担当、期限、変更した手順・配置・環境、完了日、証拠
効果の確認	再発・ヒヤリの状況、職員の困りごと、継続・修正・終了の判断

委員会議事録、職員周知、研修記録、改善記録を別ファイルにする場合も、相互に参照できる番号・日付を付けると運用を説明しやすくなります。

虐待の疑いは、委員会の結論を待たず市町村へ通報します

障害者虐待防止法第16条は、施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に、速やかな市町村への通報を求めています。

1 児童の安全を確保する

危険な行為を止め、必要な救護・保護を行います。緊急性が高い場合は緊急通報も行います。

2 速やかに市町村へ通報する

市町村の障害者虐待防止センター等、平時に確認した窓口へ連絡します。事実が確定していなくても通報できます。

3 内部報告と時系列記録を並行する

管理者・担当者へ報告し、見聞きした事実、時刻、初動を記録します。内部報告だけで市町村通報を終えません。

4 行政の確認に協力し、再発防止へつなぐ

行政の事実確認を踏まえ、委員会で背景要因と再発防止策を検討し、支援・組織運営を見直します。

上司へ報告しても市町村への通報が行われなときは、発見した職員が自ら通報します。法の要件を満たす通報を理由とする解雇その他の不利益取扱いは禁止されています（虚偽・過失による通報を除く）。

通報先、緊急連絡先、児童・保護者への対応、記録のアクセス権限は、事業所の手順書に具体化し、研修で確認します。

出典・確認事項

現行の指定通所支援基準、令和8年3月31日最終改正の算定留意事項、障害者虐待防止法・施行規則、国の施設従事者向け手引きを照合しました。

e-Gov法令検索 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

https://laws.e-gov.go.jp/api/2/law_file/xml/424M60000100015?asof=2026-08-14

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁 | 障害児通所給付費等の算定に関する留意事項(令和8年3月31日最終改正・改正後全文)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/2c5e1bb4-ee80-462b-992f-06f0d8c9b774/4aacbf83/20260402_policies_shougaijishien_shisaku_r8hoshukaitei_17.pdf

確認日: 2026-08-14

e-Gov法令検索 | 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/423AC1000000079>

確認日: 2026-08-14

e-Gov法令検索 | 障害者虐待防止法施行規則(障害児通所支援事業の適用範囲)

<https://laws.e-gov.go.jp/law/424M60000100132>

確認日: 2026-08-14

こども家庭庁 | 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和6年7月)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7692b729-5944-45ee-bbd8-f0283126b7db/0a23426e/20241101_policies_shougaijishien_shisaku_guideline_tebiki_18.pdf

確認日: 2026-08-14

委員会の運用、記録、通報先、自治体条例上の取扱いの最終確認は、所在地を所管する指定権者および市町村へお願いします。
株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。